

目 次

津市告示

津市白山生活排水処理施設使用料徴収事務の委託

地縁による団体の認可

国民健康保険被保険者証の無効告示

障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定

公示送達

放置自転車等の撤去及び保管

公示送達

公示送達

津市公告

津都市計画事業津駅前北部土地区画整理審議会委員選挙に係る選挙人名簿の確定並びに選挙すべき委員及び予備委員の
数

市有財産売却に係る一般競争入札の執行

建築基準法第48条第15項の規定に基づく公開による意見の聴取の実施

犬の抑留

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市安濃交流会館利活用促進に係る賃貸借事業者の募集に関するプロポーザルの実施

令和元年8月分津市農用地利用集積計画の決定

津市上下水道事業管理規程

津市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

津市上下水道事業告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止

津市上下水道事業公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

津市告示第 1 1 4 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和元年 9 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する使用料

津市白山生活排水処理施設に係る使用料

2 委託先

津市白山町川口北区長	渡邊 壽美男
津市白山町川口中区長	村上 香
津市白山町川口南区長	岩田 邦昭
津市白山町大角区長	西田 秀之
津市白山町双川区長	山下 利則

3 委託期間

令和元年 9 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 1 1 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 5 項の規定により、地縁による団体を認可し、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 9 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 名称

中俣自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 他団体との協力の推進

3 区域

津市美杉町丹生俣字萩原、字中屋、字口唐戸、字高殿、字北垣内及び字平生 1 4 7 3 番の区域とする。

4 事務所

津市美杉町丹生俣 7 8 3 番地 3

5 代表者の氏名及び住所

三浦 深志

津市美杉町丹生俣 3 9 1 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得

なければならない。

9 認可年月日

令和元年8月26日

津市告示第 1 1 6 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

令和元年 9 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9 2 4 4 6 4 9	平成 3 0 年 1 0 月 1 日	令和元年 8 月 9 日
9 2 5 5 5 0 6	平成 3 0 年 1 0 月 1 日	令和元年 8 月 5 日

津市告示第 1 1 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 2 0 第 1 項の規定による指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 8 第 1 項の規定による指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 1 条の 3 0 第 2 項及び児童福祉法第 2 4 条の 3 7 の規定により告示する。

令和元年 9 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
株式会社はるかぜファーム
- 2 事業所の名称
相談支援事業所はるかぜさん
- 3 事業所の所在地
津市下弁財町津興 3 2 4 4 番地 1
- 4 指定年月日
令和元年 9 月 1 日
- 5 指定事業の種類
 - (1) 特定相談支援
 - (2) 障害児相談支援
- 6 事業所番号
 - (1) 特定相談支援事業所 2 4 3 0 5 0 2 7 5 3
 - (2) 障害児相談支援事業所 2 4 7 0 5 0 0 7 4 1

津市告示第 1 1 8 号

下記の者の差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和元年 9 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
		差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）
		差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 1 1 9 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項及び第 1 3 条第 2 項に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 9 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	4	令和元年 8 月 1 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年 8 月 1 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	4	令和元年 8 月 6 日
久居新町地内	3	令和元年 8 月 6 日
阿漕町津興地内	1	令和元年 8 月 8 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	6	令和元年 8 月 1 3 日
柳山津興地内	1	令和元年 8 月 1 3 日
中央地内	1	令和元年 8 月 1 3 日
南中央地内	2	令和元年 8 月 1 3 日
南が丘三丁目地内	1	令和元年 8 月 1 5 日
半田地内	1	令和元年 8 月 1 5 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年 8 月 1 6 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年 8 月 1 6 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年 8 月 1 9 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和元年 8 月 2 0 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年 8 月 2 0 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和元年 8 月 2 1 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年 8 月 2 1 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	令和元年 8 月 2 6 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年 8 月 2 7 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和元年 8 月 2 8 日
白塚町地内	1	令和元年 8 月 2 8 日

美里町家所地内	1	令和元年8月28日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年8月29日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059 - 222 - 6307

津市告示第121号

下記の者の平成31年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和元年9月12日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者

津市公告第 6 2 号

令和元年 9 月 2 9 日に執行する津都市計画事業津駅前北部土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿に関して異議の申出がありませんでしたので、土地区画整理法施行令（昭和 3 0 年政令第 4 7 号）第 2 2 条第 1 項の規定により公告します。

また、当該選挙において選挙すべき委員及び予備委員の数を次のとおり決めましたので、同条第 4 項の規定により併せて公告します。

令和元年 9 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 施行地区内の宅地の所有者が選挙すべき委員の数
7 人
- 2 施行地区内の宅地の所有者が選挙すべき委員についての予備委員の数
3 人
- 3 施行地区内の宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数
1 人

津市公告第63号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和元年9月3日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 市有財産売却に係る一般競争入札

(2) 売却物件の概要

物件番号及び区分番号	物件の種類	物件の所在	地目又は種類	地積又は延床面積	備考
1	土地	津市半田字奥青谷 3424 番 82	宅地	243.08 m ²	第一種低層住居専用地域
		津市半田字奥青谷 3424 番 84		80.87 m ²	
	建物	津市半田字奥青谷 3424 番地 82 及び同3424 番地 84	集会所	67.43 m ²	昭和 51 年築 木造スレート葺平家建
2	土地	津市白山町南出字門田 359 番 1	宅地	2,965.53 m ²	都市計画区域外
	建物	津市白山町南出字門田 359 番地 1	園舎	775.30 m ²	昭和 48 年築 平成 4 年増築 鉄骨造鋼板及びスレート葺平家建 附属建物 3 棟あり 未登記建物
3	土地	津市観音寺町字北谷 604 番 330	雑種地	225 m ²	第一種低層住居専用地域

(3) 売却物件に関する事項

売却物件については、現状での引渡しとなります。現状とは、土地、建物、工作物、構築物、残置物、立木、擁壁等を含め売却物件の現在における状況の姿のままの意味し、老朽化や損傷等の不具合がある場合も、そのまま引き渡しを行います。このため、次に掲げる事項について十分理解

して下さい。

ア 物件番号 1 及び 2 の物件については、土地及び建物を一体として売却します。

イ 物件番号 1 の土地の階段口については、引き続き、地元自治会がごみ集積所用地として使用します。

ウ 物件番号 1 の土地には、建物のほか物置が設置されています。

エ 物件番号 1 及び 2 とも、建物は耐震性能が不足する可能性があるため、購入者の判断において必要に応じ耐震診断調査及び耐震補強工事を実施してください。

オ 物件番号 1 及び 2 とも、建物は劣化及び損傷が進行しており、雨漏り、建物の傾き等の不具合が見受けられるため、現状のまま利用ができない可能性があります。本市は修復に要する費用の一切を負担しません。

カ 物件番号 1、2 及び 3 とも、地中埋設物、土壌汚染等の有無に係る調査は実施していません。購入後、これらが発生した場合でも、本市は埋設物、汚染物等の撤去等に要する費用の一切を負担しません。

キ 物件番号 1 の土地は、約 120 m²の平坦地部分及び約 204 m²の傾斜法面崖地部分から構成されています。傾斜法面崖地部分は、必要に応じて擁壁で覆われていますが、東側の立木（桜）周辺は、劣化、損傷が進んでいるため、修繕を要します。

ク 物件番号 2 の土地には、中部電力株式会社が管理する電力柱 1 本がありますので、買受人にて同社に対し所有者変更の手続きを行ってください。

ケ 物件番号 2 の土地を開発する場合は、敷地外周のフェンスの取扱いについて地元の南出獣害対策協議会と協議してください。

コ 物件番号 3 の土地には、排水設備として管路及び雨水樋が設けられています。管路は、土地中央付近の雨水樋に対して 2 本接続しており、それぞれ北東方向及び南西方向に延伸しています。

サ 物件番号 3 の土地には、立木が 4 本あります。

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、個人及び法人とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。

- (1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含みます。以下同じ。）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者

- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職及び特別職（同条第3項第1号及び第2号に該当する者に限り、）に属する津市職員である者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (4) 津市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフオク！に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいいます。）である法人
- (7) 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (8) 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人
- (9) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- (10) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- (11) 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
- (12) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- (13) 20歳未満の者
- (14) 日本語が理解できない者
- (15) 日本国内に住所及び連絡先がない者

3 入札参加申込み

- (1) 入札参加仮申込み

ア 仮申込期間

令和元年9月3日（火）午後1時から令和元年9月19日（木）午後2時まで

イ 仮申込みの方法

ヤフオク！が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）で行ってください。

(2) 入札参加申込み（本申込み）

ア 申込期間

令和元年9月3日（火）午後1時から令和元年10月1日（火）午後2時まで

イ 申込みの方法

仮申込みを行った後、次の書類を津市政策財務部財産管理課へ提出してください。

(3) 入札参加申込みに伴う提出書類

ア 公有財産売却入札等参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます。）

津市ホームページから所定の様式を出力し、実印を押印してください。

イ 住民票の写し（法人の場合は、商業登記簿謄本）

ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）

エ 市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、以下の証明書で該当する全てのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。

(ア) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

(イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書

(ウ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

オ 委任状（代理人により入札に参加する場合のみ）

代理人により入札に参加する場合は、受任者及び委任者のイ及びウが必要になります。

カ 共同入札等申出書（一つの不動産を複数の者で共有する目的で入札参加する場合のみ）

提出書類のうち、イ、ウ及びエについては、いずれも申込日において、発行後3月以内のものに限ります。

複数物件を申し込まれる場合は、提出書類ア、オ及びカについては物件ごとに1部提出してください。イ、ウ及びエについては、1部のみ提出してください。

不動産を共同入札する場合は、共同入札者全員のイ、ウ及びエを提出

してください。

一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

4 予定価格（最低入札価格）及び入札保証金

(1) 予定価格と入札保証金の額は次のとおりです。

物件番号 及び 区分番号	物件所在地	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金 の額
1	津市半田字奥青谷 3424 番 82 及び同 3424 番 84	2,101,440 円	210,144 円
2	津市白山町南出字門田 359 番 1	23,331,984 円	2,333,199 円
3	津市観音寺町字北谷 604 番 330	15,614,640 円	1,561,464 円

(2) 入札参加希望者は、入札保証金として、前号の表右欄に掲げる金額を入札開始 3 開庁日前（令和元年 10 月 1 日（火））午後 2 時までに、津市が指定する金融機関の口座に納付してください。口座番号等については、入札参加仮申込手続を津市が確認した後、あらかじめ Yahoo!JAPAN ID で認証されたメールアドレスに電子メールでお知らせします。

(3) 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、申込書にて指定された口座への振込みにより返金します。ただし、落札者については、契約保証金へ充当します。

(4) 入札保証金に納入から返金までの期間に係る利息は付しません。

(5) 落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、入札保証金（契約保証金）は、津市に帰属することとなります。

5 入札及び開札

(1) 入札期間

令和元年 10 月 4 日（金）午後 1 時から令和元年 10 月 11 日（金）午後 1 時まで

(2) 開札

令和元年 10 月 11 日（金）午後 1 時以降に行います。

(3) 入札方法

売却システムから入札価格を登録（一度のみ可能）することにより入札を行います。入札価格の登録は、予定価格（最低入札価格）以上の額で行

わなければなりません。

(4) 入札をなかったものとする取扱い

入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなかったものとして取り扱うことがあります。

(5) 入札の中止等

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

6 落札者の決定

(1) 売却システムでの入札において、津市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。

(3) 落札者には、あらかじめYahoo!JAPAN IDで認証されたメールアドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

(4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、物件の所有権は落札者に移転しません。

7 契約

(1) 契約の締結

落札者決定後、落札者は津市と契約を締結します。

(2) 契約書等の提出書類

ア 契約書

津市から2部送付しますので、2部ともに記名・押印を行い、1部のみに収入印紙を貼り付けた上で、2部とも令和元年10月31日(木)午後5時15分までに提出してください。津市による記名・押印後、1部を落札者へ返送します。契約は、津市が、落札者より返送された契約書に記名・押印したとき確定します。

イ 契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書

ウ 市町村が発行する身分証明書(法人の場合は不要)

エ 所有権移転登記嘱託請求書

オ 登録免許税法(昭和42年法律第35号)に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書

登録免許税額は次のとおりです。

物件番号 及び 区分番号	物件所在地	登録免許税額 (土地及び建物)
1	津市半田字奥青谷 3424 番 82 及び同 3424 番 84	87,100 円
2	津市白山町南出字門田 359 番 1	489,600 円
3	津市観音寺町字北谷 604 番 330	137,400 円

提出書類のうち、イ及びエについては、津市ホームページから印刷できます。

8 契約保証金

- (1) 落札者から提出された契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書に基づき、入札保証金の全額を契約保証金に充当し、その後、契約保証金の全額を売却代金に充当します。
- (2) 契約者が売却代金を支払期日までに納入しないなどの理由により、契約を解除した場合は、契約保証金は津市に帰属します。

9 契約に付す条件

落札者に対しては、契約において次の条件を付します。

(1) 用途制限

落札者が、落札した物件を次に掲げる用途に供した場合は、津市は当該物件を買戻しすることがあります。

この場合、利息を付さずに契約金額で買戻しするものとします。

ア 暴力団の事務所の用途

イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 4 条第 1 項に規定する無差別大量殺人行為に係る用途

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する接待飲食等営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に係る用途

(2) 契約の解除

津市は、買受人が次のいずれかに該当するときは、契約を解除する場合

があります。

ア 買受人又は買受人の役員等（法人の場合にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあつてはその者及びその者の支配人をいいます。以下同じ。）が次に掲げる者であると認められるとき。

(ア) 暴力団員

(イ) 暴力団関係者（暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいいます。）

イ 買受人の経営又は運営に暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」といいます。）が実質的に関与していると認められるとき。

ウ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいいます。）と知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。

エ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 買受人が市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納していると認められるとき。

キ この契約に定める義務を履行しないとき。

(3) 買受人は、(2)の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、津市に対してその補償を請求できません。

(4) 買受人は、(2)の定めにより、津市が契約を解除したときは、買受人の負担で、物件を原状に回復して津市の指定する期日までに返還しなければなりません。ただし、津市が特に認める場合はこの限りではありません。

10 売却代金の支払期限及び支払方法

売却代金（売却代金から契約保証金を差し引いた残額）は、令和元年11月5日（火）午後5時15分までに、次の各号に掲げる方法のうちいずれか

ありますので、入札参加者においてあらかじめ関係機関に確認しておいてください。

- (3) 購入後敷地への進入路又は敷地の出入口を確保するため敷地及び敷地周辺を加工する場合、購入者が関係機関と協議の上、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、道路法（昭和27年法律第180号）その他の関係法令に従い、購入者の負担により行ってください。
- (4) 落札後の契約及び所有権移転登記は、原則として、申込書に記載された申込者及び共同入札等申出書に記載された共有者の名義で行います。
- (5) 共有する目的で申込みをする場合、共同入札者全員が入札参加の資格を有する必要があります。
- (6) 入札参加申込物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。
- (7) 申込関係書類の提出は、郵送（書留等記録が残る方法で送付してください。）又は直接持参にて行ってください。電話（ファクスを含みます。）等による申込みの受付は行いません。
- (8) 入札参加申込手続が完了したときは、あらかじめYahoo!JAPAN IDで認証されたメールアドレスに、「本申込完了」に係る電子メールを送信します。
- (9) 物件に係る現地説明会等は開催しません。なお、物件の敷地等を随時見ていただくことは可能です。

問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課財産活用担当

電話番号 059-229-3126

津市公告第64号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第5項ただし書の規定による許可に関し、同条第15項の規定に基づく公開による意見の聴取を行いますので、同条第17項及び津市建築基準法に基づく意見の聴取規則（平成18年津市規則第200号）第3条第2項の規定により次のとおり公告します。

令和元年9月4日

津市長 前 葉 泰 幸

1 許可しようとする建築物の建築（用途変更）の計画

(1) 建築主

津市西丸之内23番1号

津市長 前葉泰幸

(2) 建築場所

津市藤方字茨ク子1627番他17筆

(3) 予定建築物の概要

施設名称 津市立藤水小学校

主要用途 小学校

工事種別 用途変更

計画内容 現給食調理室において自校分と他校分の給食を共同調理し配送する（建築基準法上、「工場」への用途変更に該当）。

構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上3階

延べ面積 用途変更部分187.38㎡

用途変更以外の部分5,402.33㎡

2 意見の聴取の事項

第一種住居地域内における建築物の建築（用途変更）許可について利害を有する者からの意見の聴取

3 意見の聴取の日時

令和元年10月9日 午後7時

4 意見の聴取の場所

津市藤方1491番地2

津市藤水出張所 2階

津市公告第 6 5 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

令和元年 9 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 令和元年 8 月 3 0 日
- 2 抑留期間 令和元年 9 月 1 1 日まで

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市安濃町草生	柴犬	茶	雄	中	9 1 日 以上	首輪あり (こげ茶)
津市香良洲町	雑種	茶	雄	中	9 1 日 以上	首輪あり (青色)

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
三重県津保健所 衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市公告第66号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和元年9月9日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

501090901

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	津北工事事務所	
工事名	令和元年度北道維第25号 白塚町地内道路修繕工事			
工事場所	津市 白塚町 地内			
工事概要	側溝工 46m 集水桝・マンホール工 3箇所 表層 418m ²			
工期	契約締結の日から 令和2年1月24日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月12日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月18日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月20日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年9月25日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	5,699,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事、担当課執行分を除く。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090902

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	津北工事事務所	
工事名	令和元年度北道維第23号 片田町ほか2町地内道路修繕工事			
工事場所	津市 片田町ほか2町	地内		
工事概要	管渠工 41m 集水桝・マンホール工 3箇所 表層 432m ²			
工期	契約締結の日から 令和2年1月24日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月12日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月18日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月20日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年9月25日 午前9時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	5,781,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事、担当課執行分を除く。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090903

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	津北工事事務所	
工事名	令和元年度北道維第22号 一身田豊野ほか2町地内道路修繕工事			
工事場所	津市 一身田豊野ほか2町	地内		
工事概要	側溝工 36m 集水枿・マンホール工 2箇所 表層 254m ²			
工期	契約締結の日から 令和2年1月31日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月12日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月18日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月20日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年9月25日 午前9時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	6,390,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090904

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	津北工事事務所	
工事名	令和元年度北道維第24号 河芸町上野及び河芸町東千里地内道路修繕工事			
工事場所	津市 河芸町上野及び河芸町東千里 地内			
工事概要	側溝工 87m 集水桝・マンホール工 4箇所 プレキャストカルバート工 11m 表層 87m ²			
工期	契約締結の日から 令和2年2月5日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】安芸	【地区】河芸	【格付】D・C・B・A2・A1
		【ブロック】安芸	【地区】芸濃・美里・安濃	【格付】D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月12日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月18日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月20日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年9月25日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	8,533,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090905

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	津南工事事務所	
工事名	令和元年度南道維環第5号 桜茶屋第14号線及び垂水高茶屋駅線道路整備工事			
工事場所	津市 高茶屋二丁目	地内		
工事概要	側溝工 173m 集水桝・マンホール工 4箇所 表層 78m ²			
工期	契約締結の日から 令和2年2月14日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月12日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月18日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月20日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年9月25日 午前10時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	9,439,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事、担当課執行分を除く。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090906

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	河川排水推進室	
工事名	令和元年度河川ス振第3号 旧津市民プール跡地テニスコート整備に伴う排水路整備工事			
工事場所	津市 殿村	地内		
工事概要	側溝工 20m 張コンクリート 1,010m ²			
工期	契約締結の日から 令和2年2月28日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月12日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月18日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月20日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年9月25日 午前10時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	15,378,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090907

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	津北工事事務所	
工事名	令和元年度北道維環第5号 半田地内道路整備工事			
工事場所	津市 半田	地内		
工事概要	側溝工 121m 集水桝・マンホール工 4箇所 表層 395m ²			
工期	契約締結の日から 令和2年2月19日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月12日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月18日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月20日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年9月25日 午前10時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	17,137,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090908

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	下水道建設課	
工事名	令和元年度下建維第4号 橋内第二排水区下水道管更生工事			
工事場所	津市 相生町	地内		
工事概要	管きょ内面被覆工(既設管径300mm) 107m 本管部分補修工(本管径300mm) 6箇所 支管一体部分補修工(本管径300mm 取付管径100mm) 1箇所 支管一体部分補修工(本管径300mm 取付管径150mm) 5箇所			
工期	契約締結の日から 令和2年1月31日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店又は市内支店等		
	格付要件	なし		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間(平成21年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり下水道管更生工法((公財)日本下水道新技術機構による技術審査・証明を得ている工法に限る。専門技術者の項において同じ)による本管1スパン以上の下水道管更生工事等		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
専門技術者		下水道管更生工法の施工技術の認定証等を有する者(主任技術者・現場代理人と兼務可)		
その他要件	下水道管更生工法((公財)日本下水道新技術機構による技術審査・証明を得ている自立管工法のうち、当該工事の管径及び施工条件等に対応できる工法に限る。)の協会員であること ・経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成29年10月1日~平成30年9月30日)			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月12日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月18日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月20日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年9月25日 午前11時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	15,428,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。			

事後審査型条件付一般競争入札

501090909

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	津北工事事務所	
工事名	令和元年度北橋維補第1号 東川橋ほか9橋橋梁長寿命化修繕(上部工)工事			
工事場所	津市 高野尾町ほか7町	地内		
工事概要	東川橋ほか8橋 断面修復工 9橋 桜田1号橋 ひび割れ補修工 1橋			
工期	契約締結の日から	令和2年1月31日	まで	
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県(三重県、愛知県、岐阜県)内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間(平成21年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり土木一式工事で発注された支間長5m以上かつ幅員7m以上のコンクリート橋(車道橋)架設工事又は床版若しくは主桁に係る断面修復工事		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成29年10月1日~平成30年9月30日)			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から	令和元年9月20日 まで	
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から	令和元年9月20日 まで	
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月12日	午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)	
	回答日	令和元年9月18日	ホームページにて回答	
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月20日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年9月25日 午前11時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	6,403,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。</p> <p>本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090910

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	農業基盤整備課	
工事名	令和元年度農基第1号 久居一色町地内農道舗装工事			
工事場所	津市 久居一色町	地内		
工事概要	表層 582m ²			
工期	契約締結の日から 令和元年12月6日 まで			
発注業種	舗装			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】久居	【地区】久居	【格付】C・B・A
		【ブロック】久居	【地区】一志・白山	【格付】C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月12日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月18日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月20日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年9月25日 午前11時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	3,330,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 <u>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</u></p> <p>本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090911

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	津北工事事務所	
工事名	令和元年度北道維第21号 垂水地内道路修繕(舗装)工事			
工事場所	津市 垂水	地内		
工事概要	表層 659m ²			
工期	契約締結の日から 令和元年12月6日 まで			
発注業種	舗装			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月12日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月18日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月20日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年9月25日 午前11時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	3,824,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 <u>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</u></p> <p>本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事、担当課執行分を除く。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090912

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	津南工事事務所	
工事名	令和元年度南公園第1号 小森向山公園修繕工事			
工事場所	津市 高茶屋小森町	地内		
工事概要	パーゴラ工 1基			
工期	契約締結の日から 令和2年1月17日 まで			
発注業種	造園			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月12日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月18日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月20日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年9月25日 午後1時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	3,372,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事、担当課執行分を除く。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090913

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	津北工事事務所	
工事名	令和元年度北交安第1号 栄町鳥居町線ほか4線交通安全施設(区画線)修繕工事			
工事場所	津市 鳥居町ほか8町	地内		
工事概要	区画線工 3,943m			
工期	契約締結の日から 令和2年1月24日 まで			
発注業種	塗装			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間(平成21年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり塗装工事で発注された路面標示・ライン設置工事等(舗装工事等に含まれるものを除く)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月12日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月18日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月20日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年9月25日 午後1時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	3,626,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 <u>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の1.00分の1.0に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の1.10分の1.00に相当する金額を入札書に記載すること。</u></p> <p>・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。</p> <p>本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090914

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	営繕課	
工事名	令和元年度営教総第38号 津市立みさとの丘学園防水改修工事			
工事場所	津市 美里町三郷	地内		
工事概要	防水改修工事 一式			
工期	契約締結の日から 令和元年12月9日 まで			
発注業種	防水			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】安芸	【地区】美里・河芸・芸濃・安濃	【格付】A1・A2
		【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】A1・A2
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月12日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月18日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月20日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年9月25日 午後1時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	4,766,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事、担当課執行分を除く。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090915

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	営繕課	
工事名	平成30年度営教総補第87号 津市立村主小学校普通教室等空調設備設置工事			
工事場所	津市 安濃町連部	地内		
工事概要	空調設備設置 空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン 19組 上記に係る機械設備工事等 一式			
工期	契約締結の日から 令和2年3月11日 まで			
発注業種	管			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	2級管工事施工管理技士又は同等以上の者(専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月12日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月18日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月20日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年9月25日 午後1時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	47,068,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090916

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	営繕課	
工事名	平成30年度営教総補第86号 津市立安濃小学校普通教室等空調設備設置工事			
工事場所	津市 安濃町内多 地内			
工事概要	空調設備設置 空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン 19組 受変電設備取替 キュービクル 1基 上記に係る機械設備工事等 一式			
工期	契約締結の日から 令和2年3月11日 まで			
発注業種	管			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	2級管工事施工管理技士又は同等以上の者(専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月20日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月12日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月18日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月20日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年9月25日 午後1時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	53,632,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090917

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	下水道建設課	
工事名	令和元年度下建公第7号 一色第1処理分区公共下水道工事			
工事場所	津市 河芸町一色 地内			
工事概要	管布設工(管径150mm) 146m 小型マンホール工 12箇所 ます設置工 14箇所			
工期	契約締結の日から 令和2年2月14日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】B・A2・A1
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月18日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月24日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月27日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年10月2日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	23,737,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090918

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	下水道建設課	
工事名	令和元年度下建公補第14号 上野処理分区公共下水道工事			
工事場所	津市 河芸町上野	地内		
工事概要	管布設工(管径150mm) 282m 組立マンホール工 1箇所 小型マンホール工 12箇所 ます設置工 15箇所			
工期	契約締結の日から 令和2年2月21日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】B・A2・A1
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月18日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月24日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月27日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年10月2日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	29,281,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090919

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	下水道建設課	
工事名	令和元年度下建公第8号 津第5-1処理分区公共下水道工事(その3)			
工事場所	津市 垂水	地内		
工事概要	管布設工(管径150mm) 307m 組立マンホール工 6箇所 小型マンホール工 13箇所 ます設置工 21箇所			
工期	契約締結の日から 令和2年2月21日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B・A2
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月18日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月24日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月27日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年10月2日 午前9時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	32,500,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</p> <p>・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090920

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	下水道建設課	
工事名	令和元年度下建公補第19号 津北部第3-1処理分区公共下水道工事			
工事場所	津市 白塚町 地内			
工事概要	管布設工(管径150mm) 381m 組立マンホール工 2箇所 小型マンホール工 11箇所 ます設置工 30箇所			
工期	契約締結の日から 令和2年2月21日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B・A2
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月18日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月24日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月27日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年10月2日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	36,823,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</p> <p>・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090921

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	下水道建設課	
工事名	令和元年度下建公補第16号 津第3-3処理分区公共下水道工事			
工事場所	津市 高茶屋小森町	地内		
工事概要	管布設工(管径75~150mm) 390m 組立マンホール工 5箇所 小型マンホール工 10箇所 ます設置工 22箇所			
工期	契約締結の日から 令和2年2月21日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月18日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月24日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月27日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年10月2日 午前9時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	45,827,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</p> <p>・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090922

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	下水道建設課	
工事名	令和元年度下建公補第18号 東千里1号汚水幹線築造工事			
工事場所	津市 河芸町東千里	地内		
工事概要	管推進工(管径200~250mm) 10.8m 管布設工(管径150mm) 440m 組立マンホール工 5箇所 小型マンホール工 19箇所 ます設置工 22箇所			
工期	契約締結の日から 令和2年2月28日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
現場代理人		常駐配置(監理技術者と兼務可)		
専門技術者		推進工事技士(推進工事施工時における専任配置) (監理技術者・現場代理人と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月18日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月24日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月27日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年10月2日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	63,173,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 <u>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</u></p> <p>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</p> <p>・<u>当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</u></p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090923

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	下水道建設課	
工事名	令和元年度下建公補第17号 津第5-4処理分区公共下水道工事			
工事場所	津市 柳山津興	地内		
工事概要	管布設工(管径150mm) 510m 組立マンホール工 9箇所 小型マンホール工 15箇所 ます設置工 48箇所			
工期	契約締結の日から 令和2年2月28日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
現場代理人		常駐配置(監理技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月18日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月24日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月27日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年10月2日 午前10時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	66,206,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</p> <p>・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090924

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	津南工事事務所	
工事名	令和元年度南道整補第1号 久居駅周辺地区都市再生整備事業に伴う避難路整備工事(その1)			
工事場所	津市 久居新町	地内		
工事概要	場所打函渠工 103m 側溝工 103m			
工期	契約締結の日から 令和2年2月28日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
現場代理人		常駐配置(監理技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月18日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月24日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月27日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年10月2日 午前10時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	75,243,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</p> <p>・本件は週休2日モデル工事(発注者指定型)試行案件です。</p> <p>週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090925

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	下水道建設課	
工事名	令和元年度下建公補第21号 津北部第13処理分区公共下水道工事(その1)			
工事場所	津市 栄町三丁目ほか2町 地内			
工事概要	管布設工(管径150mm) 509m 組立マンホール工 7箇所 小型マンホール工 18箇所 ます設置工 30箇所			
工期	契約締結の日から 令和2年2月28日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
現場代理人		常駐配置(監理技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月18日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月24日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月27日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年10月2日 午前11時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	77,331,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</p> <p>・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090926

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	下水道建設課	
工事名	令和元年度下建公補第20号 津第5-1処理分区公共下水道工事(その2)			
工事場所	津市 藤方	地内		
工事概要	管推進工(管径250mm) 183m 組立マンホール工 2箇所			
工期	契約締結の日から 令和2年2月28日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
現場代理人		常駐配置(監理技術者と兼務可)		
専門技術者		推進工事技士(推進工事施工時における専任配置) (監理技術者・現場代理人と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月18日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月24日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月27日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年10月2日 午前11時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	81,083,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</p> <p>・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090927

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	建設整備課	
工事名	令和元年度建整特補第2号 久居駅東口広場等整備工事			
工事場所	津市 久居新町	地内		
工事概要	中低木植栽工 415本 側溝工 138m 照明設備工 5基 コンクリート系舗装工 1,811m ² サイン施設工 4基 車止め工 34基 ブロック舗装工 399m ² 管布設工(管径200mm~450mm) 59m			
工期	契約締結の日から 令和2年3月13日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(監理技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書 の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等 に関する 質問	提出期限	令和元年9月18日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月24日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月27日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時 及び場所	令和元年10月2日 午前11時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	85,951,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

事後審査型条件付一般競争入札

501090928

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	下水道建設課	
工事名	令和元年度下建公補第2号 津北部第2処理分区公共下水道工事			
工事場所	津市 白塚町	地内		
工事概要	管布設工(管径150mm) 734m 組立マンホール工 4箇所 小型マンホール工 16箇所 ます設置工 95箇所			
工期	契約締結の日から 令和2年3月13日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(監理技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月18日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月24日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月27日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年10月2日 午後1時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	101,116,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</p> <p>・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090929

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	津南工事事務所	
工事名	令和元年度南道整補第2号 久居駅周辺地区都市再生整備事業に伴う避難路整備工事(その2)			
工事場所	津市 久居烏木町及び久居寺町 地内			
工事概要	場所打函渠工 126m 側溝工 170m			
工期	契約締結の日から 令和2年2月28日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
現場代理人		常駐配置(監理技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月18日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月24日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月27日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年10月2日 午後1時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	104,409,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 <u>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</u></p> <p>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090930

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	建設整備課	
工事名	平成30年度建整道新補第2号 江戸橋上浜町線道路改良(舗装)工事(その2)			
工事場所	津市 江戸橋一丁目及び上浜町三丁目 地内			
工事概要	アスファルト舗装工 27m ² ブロック舗装工 418m ² 側溝工 40m 防止柵工 74m			
工期	契約締結の日から 令和2年2月21日 まで			
発注業種	舗装			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月18日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月24日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月27日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年10月2日 午後1時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	26,496,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事、担当課執行分を除く。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501090931

公告日	令和元年9月9日	工事担当課	農業基盤整備課	
工事名	令和元年度農基補第4号 土地改良施設維持管理適正化事業ため池（風早池）堤体補修工事			
工事場所	津市 戸木町	地内		
工事概要	薬液注入 190本			
工期	契約締結の日から 令和2年2月5日 まで			
発注業種	とび・土工・コンクリート			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店又は市内支店等		
	格付要件	なし		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間(平成21年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおりとび・土工・コンクリート工事で発注された薬液注入工法による地盤改良工事(土木一式工事等に含まれるものを除く)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成29年10月1日~平成30年9月30日)			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月18日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月24日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月27日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年10月2日 午後2時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	34,647,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 <u>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</u></p> <p>・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。</p> <p>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</p> <p>・本件は津市公契約条例第4条第2項に規定する労働報酬下限額を検討するための試行案件です。</p> <p>労働環境の確保に係る誓約事項及び令和元年度津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアル【工事】を必ず確認してください。</p>			

津市公告第67号

津市安濃交流会館利活用促進に係る賃貸借事業者の募集について、次のとおりプロポーザルを実施しますので、公告します。

令和元年9月9日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 業務概要

- (1) 件名 津市安濃交流会館利活用促進に係る賃貸借事業者の募集
- (2) 賃貸借期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで
- (3) 貸付け対象の諸室及び最低貸付料（年額）
別紙1のとおり

2 参加資格要件

プロポーザルへの参加を希望する事業者（以下「応募者」といいます。）に係る資格要件等は、本実施要領の公表日から本事業の契約締結日までの間において、次に掲げる参加要件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (2) 津市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税、本社所在地における都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (4) 支店等で参加する場合は、前号に加えて、支店等所在地の都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (5) 次の法律の規定による申立又は通告がなされていない者であること。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - ウ 会社法（平成17年法律第86号）第574条の規定による破産手続開始の申立（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- (6) 手形交換所から取引停止処分を受けているなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 津市安濃交流会館利活用に係る賃貸事業者の募集に関するプロポーザル方式審査委員会の委員（以下「審査委員」といいます。）の所属する事業者と次に示す資本関係又は人的関係を有していないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する関係

会社法第2条第4号に規定する親会社（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）施行規則第3条第3項第1号に該当するも

のに限る。以下同じ。)と会社法第2条第3号に規定する子会社(会社法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。以下同じ。)の関係にある場合。

親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ 人的関係

次のいずれかに該当する関係

会社の役員を現に兼ねている場合。(ただし、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。)

会社更生法第67条第1項または民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

「役員」とは、持分会社の業務を執行する社員、株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいいます。執行役員、監査役、幹事及び事務局長は、役員には含まれません。

- (8) 応募者が、津市暴力団排除条例(平成23年津市条例第3号)第2条第3号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 スケジュール

	内 容	期 日
1	公告及び実施要領等の配布	令和元年9月9日(月)から
2	質問書提出期限	令和元年9月24日(火)17時
3	質問書の回答期限	令和元年9月27日(金)
4	参加申込書等提出期限	令和元年10月4日(金)17時
5	参加資格審査結果の通知	令和元年10月9日(水)
6	企画提案書等の提出期限	令和元年10月31日(木)17時
7	審査(プレゼンテーション及び質疑応答を含む)	令和元年11月上旬
8	審査結果通知	令和元年11月中旬
9	賃貸借契約の締結	令和元年11月下旬
10	貸付事業者による事業開始	令和2年4月1日

4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ当該企画提案記事内からダウンロードをすること。

5 契約の相手方の最優先候補者の選定について

企画提案書は、津市安濃交流会館利活用に係る賃貸借事業者の募集に関するプロポーザル方式審査委員会において審査し、諸室ごとに最も優れた企画提案を行った者を契約の相手方（以下「最優先候補者」といいます。）として選考します。

6 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者として選定された提案者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行います。

なお、最優先候補者との協議が整わない場合は、最優先候補者に次いで高い評価を受けた企画提案書の提案者と順次契約に向けての協議を行います。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市安濃交流会館利活用促進に係る賃貸借事業者の募集に関するプロポーザル方式実施要領」によります。

津市安濃交流会館利活用促進に係る
賃貸借事業者の募集に関する
プロポーザル方式実施要領

令和元年 9 月

津市

第1 事業の概要

現在の安濃交流会館（以下「交流会館」といいます。）の建物は、昭和47年7月に、住民の健康・福祉の増進、文化の向上を目的に安濃村社会福祉センターとして新築し、2回の増改築の後、平成17年10月に郷土資料館や農産物加工施設等を備えた交流会館としての整備にあわせて、会館内にサンヒルズ安濃の近くに掘削した源泉井戸の温泉水を利用した温浴施設「あのう温泉」を開設し、安濃地域における交流拠点として運用してきました。

あのう温泉については、利用者や地域住民からおおむね好評なご意見を頂いているものの開設当初から赤字経営が続いており、その経営状況の改善が求められるとともに、郷土資料館や農産物加工施設については、利用が少ない状況で推移しており、交流会館が十分にその機能を果たしているとは言えない状況が続いていました。

このような状況を受け、あのう温泉に係る採算性の確保とともに、交流会館が、安濃地域における交流拠点として市民の皆様にご利用いただくためにはどのような機能を持つべきかをゼロベースで検討して、津市公共施設等総合管理計画に基づく「安濃庁舎周辺における公共施設の整備の方向性について」において取りまとめました。

その中で、交流会館については、会館内には温浴施設だけを残して、他の機能は他施設への移転等を行い、空いたスペースを有効に利活用して温泉に付加価値を設けることが必要であると判断し、その空きスペースの利活用及びあのう温泉の経営改善等、交流会館が地域の交流拠点として機能するための整備に向けて、民間のノウハウを活かした手法を検討するために、平成30年9月から関心表明の募集を行いました。

関心表明の募集結果及びその結果に対する検討懇話会の意見を踏まえ、交流会館内の温浴施設以外の諸室に関して、まちづくりや健康増進等に係る活動拠点として活用することを基本として、民間事業者へ貸付けを行うとともに、集客向上に向けた各種イベントの実施等により、温浴施設の利用者の増加や地域の交流拠点としての活性化を図ることとしました。

については、諸室を活用し利活用の趣旨に沿った事業を展開する民間事業者について、公募型プロポーザル方式により貸付けを受ける事業者（以下「事業者」といいます。）を募集し、選考しようとするものです。

1 概要

(1) 件名

津市安濃交流会館利活用促進に係る賃貸借事業者の募集

(2) 賃貸借の目的

貸付け対象となっている交流会館内の諸室を、まちづくり・健康増進等をテーマとした地域交流拠点として、交流会館の一層の利用者の拡大を図り、交流会館の運営に資するように利活用するとともに、交流会館内のイベント実施可能スペースを活用した事業を実施する。

なお、交流会館が安濃地域における交流拠点として機能するとともに、あとう温泉利用者の増加や利用者の会館内滞留時間の増大につながる等、特に交流会館利用者の利便の向上及び津市の住民にとっても有益となる提案を求めます。

イベント実施可能スペースとは、大広間・和室、旧郷土資料館（別紙1 及び ）になります。なお、イベントは、当該スペースまたは事業者が借り受けた諸室で実施するものとします。

なお、通常（イベント実施時以外）は、大広間・和室は休憩スペースとして、また、旧郷土資料館は卓球台を常設するなどの活用を想定しています。

(3) 契約の方式

行政財産の貸付（賃貸借契約）

(4) 賃貸事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

(5) 賃貸借期間及び事業開始時期

賃貸借期間は、契約締結日から令和6年3月31日までとします。

ただし、賃貸借期間終了後、事業者が市との契約の規定に違反することなく、信義に従って誠実に事業を履行し、かつ事業の継続により更なる施設の活性化や地域福祉の向上等が図れるなど、市が賃貸借期間の更新が必要と認める場合は、市の書面による意思表示をもって、同一条件、同一賃借料（改定があった場合は改定後の賃借料）にて賃貸借契約を賃貸借契約満了の翌日から起算し、5年を限度に更新できるものとします。

また、諸室を活用した事業の開始日は、原則、令和2年4月1日からとしますが、企画提案に基づき令和2年10月1日まで開始時期を猶予します。ただし、開始時期については、令和2年4月1日以降できる限り早期

の事業開始を希望するため、諸室毎に提案をいただきプロポーザル方式において評価を行います。

なお、契約締結日から事業開始までの期間は準備期間とし、その間の貸付料及び共益費は不要とします。(事業開始日が1か月に満たないときは、貸付料及び共益費は日割計算とします。ただし、1か月は30日として計算し、日割計算により端数が生じた場合には、円未満の端数は切り捨てるものとします。)

(6) 貸付け対象の諸室及び面積

別紙1のとおり

提案に当たっては、貸付け対象の諸室について、1事業者が複数の諸室を希望することもできます。

2 対象施設の現状

(1) 施設の名称 津市安濃交流会館

(2) 施設の所在地 津市安濃町東観音寺51番地3

(3) 施設の延床面積 1,335.08㎡

(4) 現在の施設 鉄筋コンクリート造り、2階建て

・1F 温浴施設(あのを温泉)、温浴施設用機械室、事務室、大広間・和室、旧郷土資料館、貸付対象諸室(別紙1～)

・2F 貸付対象諸室(別紙1～)

温浴施設の使用時間は、午前10時～午後9時(入場受付は、午後8時30分まで)

(5) 施設の用途 浴場、その他

(6) 用途地域等 非線引き都市計画区域、用途指定なし、
建ぺい率70%、容積率200%

(7) 防火指定 防火指定なし

(8) その他 文化財等の指定なし

(9) 公共交通機関 最寄バス停 三重交通バス安濃総合庁舎前

(10) 温浴施設(面積 155.66㎡)

経ヶ峰 浴室：76.12㎡、洗い場：7か所

温浴槽：7.4m³(15人槽)、源泉槽：1.5m³(3人槽)

長谷山 浴室：57.65㎡、洗い場：5か所

温浴槽：4.4m³(12人槽)、源泉槽：0.9m³(2人槽)

(11) 温浴施設の休館日

木曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）及び年末年始（12月29日から1月4日まで）

3 貸付けの条件等

(1) 貸付けを行う諸室の賃借等

ア 行政財産の貸付け

事業者は、利活用を行おうとする諸室（以下「諸室」といいます。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号及び津市財産に関する条例（平成18年津市条例第52号）第7条の2の規定に基づき、行政財産に係る賃貸借契約を締結します。

イ 貸付料及び共益費

本市の設定する最低貸付料（年額）は、別紙2のとおりで、提案者は、当該年額以上の額で貸付料の提案を行うこととします。また、貸付料とは別に、共益部分に係る諸経費として、1部屋当たり年間3,000円を、市に納付することとします。

貸付料及び共益費は、年度単位に本市が通知する納入通知書に基づき、毎年4月30日までに、当該年度分を全額納付するものとします。

（事業開始年度において、4月1日以降に事業を開始する場合は、事業開始日以降30日以内に全額納付するものとします。）

なお、最低貸付料（年額）は、「津市行政財産の使用許可及び貸付に関する事務取扱要綱」（別添資料）第9条の規定に基づき固定資産評価基準を基礎として算定する評価額を基礎としており、当該評価額が3年毎に改定されることに伴い、最低貸付料（年額）も変動する可能性があります。それに伴い提案された貸付料が、変動後の最低貸付料（年額）を下回った場合には、変動後の最低貸付料（年額）を次年度以降の貸付料とします。

ウ その他必要経費等

(ア) 諸室及び設備に必要な光熱水費は、事業者の負担とします。電気使用料の納付については、原則として事業者が設置した子メーターの指示値により計測した使用量に、電気料金単価（税込）を乗じて積算した額を、水道等に係る経費については、合理的な方法

で本市が算定した額を各年度の3月末に通知する納入通知書を使用し、1年分を納入通知書に記載された期限までに納付してください。

(イ) 事業者の提案に基づき、諸室の維持・修繕・改良等の行為及び諸室に整備する備品類は、すべて事業者の負担で行うこととします。なお、諸室の維持・修繕・改良等の行為を行うに当たっては、事前に市の承認を得ることとします。

(ウ) 事業者は、契約期間が満了しまたは契約が解除された場合は、事業者の負担において、速やかに原状回復を行わなければなりません。ただし、市が、原状回復の必要が無いと認めた場合はこの限りではありません。

(2) 借受けに当たっての注意事項

事業者は、賃貸借契約及び津市安濃交流会館利活用促進に係る賃貸借事業者の募集に関するプロポーザル方式実施要領（以下「実施要領」といいます。）

を遵守しなければなりません。

第2 プロポーザルに対する参加資格要件

プロポーザルへの参加を希望する事業者（以下「応募者」といいます。）に係る資格要件等は、次のとおりとします。

1 参加資格要件

応募者のプロポーザル参加資格要件は、本実施要領の公表日から本事業の契約締結日までの間において、次に掲げる参加要件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (2) 津市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税、本社所在地における都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (4) 支店等で参加する場合は、前号に加えて、支店等所在地の都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (5) 次の法律の規定による申立または通告がなされていない者であること。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開

- 始の申立（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- ウ 会社法（平成17年法律第86号）第574条の規定による破産手続開始の申立（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- (6) 手形交換所から取引停止処分を受けているなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 津市安濃交流会館利活用促進に係る賃貸借事業者の募集に関するプロポーザル方式審査委員会の委員（以下「審査委員」といいます。）の所属する事業者と次に示す資本関係または人的関係を有していないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する関係

会社法第2条第4号に規定する親会社（同法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）と会社法第2条第3号に規定する子会社（同法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）の関係にある場合。

親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ 人的関係

次のいずれかに該当する関係

会社の役員を現に兼ねている場合。（ただし、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社または民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

会社更生法第67条第1項または民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

「役員」とは、持分会社の業務を執行する社員、株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいう。執行役員、監査役、幹事及び事務局長は、役員には含まれない。

- (8) 応募者が、津市暴力団排除条例（平成23年津市条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2 応募方法

- (1) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に記載の内容に関する質問を以下のとおり受け付けます。

ア 提出期限

令和元年9月24日(火)まで(17時必着)

イ 提出方法及び提出先

質問書(様式1)に内容を簡潔にまとめて記載し、下記第3の7に記載の担当課宛(以下「担当課」といいます。)に電子メールにより提出してください。なお、メールの件名は、「安濃交流会館利活用質問」としてください。

電子メール送信後、土・日曜日及び祝日を除く24時間以内に電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに担当課に連絡してください。なお、電話、口頭等による質問は受け付けません。

ウ 実施要領等に関する質問に対する回答

質問に対する回答は、令和元年9月27日(金)に津市ホームページに掲載します。電話及び口頭での回答など個別には対応しません。

なお、質問を寄せられた応募者には、質問内容の確認を行うことがあります。

また、質問された事業者名は非公表とし、意見表明と解される質問及び回答への再質問については回答しませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。本事業に参加される場合は必ず回答をご確認ください。

エ 異議申し立て等について

応募書類を提出した者は、当該書類の提出後において、本実施要領についての不明を理由として異議を申し立てることはできませんので、質問がある場合は、必ず上記のとおり期限までに質問書を提出してください。

(2) 現地確認等

応募者または応募を検討している者が、現地確認を希望する場合は、担当課へご連絡の上、市の指示に従い、津市安濃交流会館の運営の妨げにならない範囲で行ってください。

ただし、浴室等の確認を希望する場合は、休館日(毎週木曜日)に確認していただくこととなりますので、その旨併せてご連絡ください。

(3) 参加申込書等の受付

応募者は、次のア～オのとおり参加申込書(様式2)及び必要書類を担

当課に提出し、参加資格要件の審査を受けてください。なお、本事業の応募に係る参加資格要件の確認基準日は、実施要領の公表日とします。

ア 提出書類

- ・ 参加申込書（様式２）
- ・ 会社概要が分かる資料（パンフレット等）
- ・ 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- ・ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
- ・ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ・ 印鑑（登録）証明書
- ・ 法人にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のないことを証明する書類
- ・ 個人にあっては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のないことを証明する書類
- ・ 本店所在地における都道府県税及び市区町村税の完納証明書
なお、支店等が参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市区町村税の完納証明書
また、新規に支店等を開設した場合は、法人等開設届の写し
地方公共団体において完納証明が発行できない場合は、滞納がないことを証する証明書
- ・ 誓約書（様式３）

イ 提出期限

令和元年１０月４日（金）１７時まで（必着）

ウ 提出部数

１部

エ 提出方法

直接、担当課へ持参すること。

オ 参加を辞退する場合

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、令和元年１０月３１日（木）１７時まで（必着）に、参加辞退届（様式４）を担当課まで直接持参または郵送により提出してください。

なお、郵送の場合は、担当課に到着確認を行ってください。

(4) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、令和元年10月9日（水）に応募者に書面にて発送します。

(5) 企画提案書等の提出

参加資格審査により、参加資格を有すると認められた応募者は、次の各号のとおり担当課に企画提案書等を提出してください。

企画提案書については、別紙3「津市安濃交流会館利活用促進に係る賃貸借事業者の募集企画提案書作成要領」に基づき作成してください。

ア 提案書類

(ア) 企画提案書提出届（様式5） 原本1部

(イ) 貸付けを希望する諸室及び貸付料提案額等一覧表（様式6）

(ウ) 企画提案書等 原本1部・副本10部

様式6において、貸付けを希望する諸室毎に、市へ納付する貸付料（年額）を提案してください。なお、必ず、市の設定する最低貸付料（年額）以上の額で、提案を行ってください。

イ 提出期限

令和元年10月31日（木）17時まで（必着）

ウ 提出方法

直接、担当課へ持参すること。

3 スケジュール

プロポーザル等の実施スケジュールは、次のとおり予定しています。

公告及び実施要領等の配布	令和元年9月9日（月）から
質問書提出期限	令和元年9月24日（火）17時
質問書の回答期限	令和元年9月27日（金）
参加申込書等提出期限	令和元年10月4日（金）17時
参加資格審査結果の通知	令和元年10月9日（水）
企画提案書等の提出期限	令和元年10月31日（木）17時
審査（プレゼンテーション及び質疑応答を含む）	令和元年11月上旬
審査結果通知	令和元年11月中旬
賃貸借契約の締結	令和元年11月下旬

貸付事業者による事業開始	令和2年4月1日 開始時期は、提案に基づき令和2年10月1日まで猶予します。
--------------	-------------------------------------------

【交流会館のリニューアル】

市は、貸付諸室以外の温浴施設やイベント実施可能スペース等の内装改修（畳の取り換え、壁紙の補修等）について、次のとおり行います。なお、改修時期は、工事内容により変動する可能性があります。

令和2年7月頃まで 温浴施設等の内装改修を実施（貸付諸室以外）
令和2年8月1日（予定）交流会館のリニューアル

第3 企画提案書に係る審査・評価及び結果通知等

1 企画提案書の審査

(1) 提案審査及び評価方法

提出された企画提案書については、津市安濃交流会館利活用促進に係る賃貸借事業者の募集に関するプロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）において、企画提案書の審査並びに企画提案書に係るプレゼンテーション及び質疑応答を行い、公正かつ客観的に評価し、諸室ごとに最も優れた企画提案を行った者を契約の相手方（以下「最優先候補者」といいます。）として選考します。

なお、審査委員会では、応募者名を伏せた上で審査を行います。

また、審査は、下記の評価項目に基づき行うこととし、価格点については諸室ごとに算出することから、諸室ごとに価格点の高い者を最優先候補者として決定します。ただし、市が安濃交流会館の利活用に有利になると判断した場合には、事業者が貸付けを希望する諸室について調整し、当該調整内容について受け入れを依頼することがあります。

(2) 評価最低基準

企画提案が1者のみの場合であっても、審査を実施しますが、評価の合計を総合評価とし、この評価満点の50%を最低基準と定め、これを下回った場合は失格とします。

(3) 評価項目及び評価点

評価項目及び評価点は、次のとおりとします。

評価項目	評価の視点	配点
本事業に対する取組について 安濃交流会館利活用の考え方	交流会館の収支改善の考え方 や整備に関するコンセプト	5
利用者の利便性の向上に向けた考え方 利便性の向上に向けた考え方 温浴施設利用者の優遇策に係る考え方	利用者にとって利便が向上 し、サービスの向上につながる 提案	15
温浴施設の利用者拡大に向けた考え方	利用者の増につながる提案	15
諸室の利活用に係る考え方及び取組について		
地域交流拠点の在り方に係る考え方	交流会館が地域のまちづくり や健康・福祉をテーマとして 拠点となるような提案	10
諸室の利活用に向けた取組内容	諸室の活用方法・交流拠点と しての位置づけ・改修計画な どの提案	10
複数年となる貸付期間を通しての 方針・年次計画	長期となる貸付期間を見据え ての事業計画（事業拡大等）	5
交流会館内でのイベントの開催について		
開催場所、テーマ・企画案、 参加対象等	イベント開催におけるテーマ や施設への集客効果、温浴施 設への誘導策など	10
企画提案事業の開始時期	令和2年4月1日を原則に、 事業開始時期がそれ以降にな る場合、10月1日を限度と した開始時期の提案 （配点：下記参照）	10
価格点	各諸室の貸付料 （配点：下記参照）	20
合 計		100

上記の各項目について、温浴施設利用者の利便性の向上や利用者拡大につながると認められる積極的な提案を高く評価するとともに、市としても提案内容の仕組みづくりに対して支援が必要と認める場合は、事業者との協議・調整を行い、事業者への協力に努めます。

(市への支援を求める場合は、提案の中へ具体的に明記してください。)

なお、温浴施設利用者の利便性の向上や利用者拡大に向け、飲食物の提供や物品販売等も可能とし幅広い提案を求めますが、販売品目及び販売面積について、提案者と市が協議して決定することとします。

企画提案事業の開始時期「 」の配点について

貸付を希望する諸室が複数になる場合は、4月1日以降10月1日を限度に、諸室毎に事業開始日を提案してください。

なお、事業開始日から賃料が発生するものとします。

【配点区分】

令和2年4月1日に事業開始... 10点

4月2日から5月1日の期間に事業開始... 6点

5月2日から6月1日の期間に事業開始... 5点

6月2日から7月1日の期間に事業開始... 4点

7月2日から8月1日の期間に事業開始... 3点

8月2日から9月1日の期間に事業開始... 2点

9月2日から10月1日の期間に事業開始... 1点

価格点「 」の算出方法について

価格点 = 20点 × (A / B)

①は、応募者が提案した貸付料

②は、各応募者が提案した各諸室の貸付料のうち、諸室ごとの最高額

(4) 審査の実施について

企画提案書に関するプレゼンテーション及び質疑応答を、次のとおり実施します。

なお、実施日時・場所並びに時間配分等のプレゼンテーション及び質疑応答に関する詳細については、別途、参加資格を有すると認められた応募者に通知します。

・ 実施予定：令和元年11月上旬

・ 場所：津市安濃庁舎内会議室

(プレゼンテーションの留意事項)

・ 提出した企画提案書の内容を基に行うものとし、追加資料の配布は認めません。

- ・ プレゼンテーションに必要となる機材のうちプロジェクター及びスクリーンについては、市で準備しますが、パソコン等その他必要とする機材については、応募者において準備してください。

(5) 審査委員

審査委員は、次のとおりです。

なお、参加者が最優先候補者等の決定までに、本事業について、正当な理由なく審査委員に対して直接及び間接を問わず接触を試みた場合は、応募者名を公表した上で失格とします。

役 職	氏 名	所 属 等
委 員	宮田 憲一	(公社)三重県観光連盟専務理事
委 員	山本 覚康	山本一級建築士事務所代表
委 員	西村 健	(特非)日本公共利益研究所代表
委 員	横田 明人	津市自治会連合会安濃支部会長
委 員	山下 佳寿	津市政策財務部長
委 員	荒木 忠徳	津市総務部長

委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(6) 審査対象の除外（応募の無効）

応募者が、次のいずれかに該当するときは無効とします。

- ア 提出書類について、実施要領に適合しない場合
- イ 参加資格のない者が応募したとき
- ウ 応募書類が所定の日時までには到着しないとき及び審査（プレゼンテーション及び質疑応答）を欠席したとき
- エ 応募者が2通以上の応募をしたとき
- オ 応募書類に記名及び押印がないとき
- カ 貸付けを希望する諸室及び貸付料提案額等一覧表（様式6）に金額の記載がない、または金額を訂正したとき及び本市の設定する最低貸付料（年額）未満の額による貸付料の提案のとき
- キ 応募書類に記載された金額、記名、件名または印形が認知しがたいとき
- ク 応募者が本事業に係るプロポーザル手続において、談合その他不正行為（審査関係者に対する不当な活動を含む。）があったと認められると

き

ケ その他応募条件または予め指定した事項に違反したとき

2 審査結果

審査委員会は、各審査委員の評価により算定された点数の上位から順に、最優秀提案及び優秀提案をそれぞれ1案決定し、最優先候補者並びに次順位候補者として津市に提言します。ただし、適格者の企画提案の評価が、評価最低基準を下回る場合は、最優先候補者等に選考しません。

市は、委員会の提言を受け、最優先候補者を最優先交渉権者として、次順位候補者を次順位交渉権者として決定します。

決定後は、審査結果については、速やかに応募者に通知するとともに、津市のホームページで公表します。

3 最優先交渉権者との契約手続き

市は、最優先交渉権者と交渉の上、協議が成立した場合は本事業に係る事業者として契約を締結します。

ただし、最優先交渉権者との協議が成立しない場合は、当該最優先交渉権者の決定を取り消し、次順位の交渉権者を新たに最優先交渉権者と決定して交渉し、協議が成立した場合は本事業に係る事業者として契約を締結します。

市は、最優先交渉権者または次順位交渉権者との協議が成立しないと判断した場合や事業の趣旨・目的を満たさない等事業の中止、または延期が必要と判断した場合は、交渉、協議を打ち切ることがあります。

なお、契約締結後においても本提案における無効な提案、または不正と認められる行為等が判明した場合は、契約の解除ができるものとします。

4 情報公開基準

対象		契約締結前	契約締結後
プロポーザル方式採用理由			
提案書	提案者名	×	
	企画提案書	×	(注1)
	貸付料提案額	×	

類	その他提出書類	×	(注1)
採点表(合計点)		(注2)	
採点表(各評価項目点)		×	
委員名簿		(注3)	
選定結果			

：開示、　：一部開示、×：不開示

- (注1) 企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。
- (注2) 契約締結前であっても、候補者決定後は、採点表(合計点)を開示することができる。
- (注3) 委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報是不開示とする。

5 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出及びプレゼンテーションへの参加等に係る一切の経費は応募者の負担とし、提出された全ての書類については返却しません。
 なお、応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、津市は、本事業の公表及びその他必要があると認めるときには、最優先交渉権者の応募書類に限り、企業秘密や今後の企業利益に影響を及ぼす可能性のある部分を除き、応募書類の一部または全部を無償で公表することができるものとしします。
- (2) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替えまたは再提出は認めません。
- (3) 参加に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とします。
- (4) 応募者は、「第3 4 情報公開基準」に基づき提案内容を開示することを了解の上、提案してください。
- (5) 事業者は、事業で得られた情報について第三者に開示・提供できません。
- (6) 事業者は、当該施設が災害時等の指定避難所であることを承知するとともに、避難所として使用される際は、運営等への協力に努めるものとし

す。

(7) 配慮依頼事項

本件を実施するに当たっては、次のことについてご配慮いただくようお願いいたします。

ア 資材、原材料及び消耗品等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。

イ 事業従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

6 その他

今回の募集において、当該実施要領に基づき提案・審査及び契約手続きを進めた結果、賃貸借契約に至らなかった諸室が生じた場合には、引き続き、事業者の公募を行い、条件を満たした時は随意契約を行う予定ですが、詳細は、別途公告します。

7 問い合わせ先及び書類提出先

〒5 1 4 - 2 3 9 3

三重県津市安濃町東観音寺4 8 3 番地

津市安濃総合支所地域振興課

電話番号0 5 9 - 2 6 8 - 5 5 1 1 (平日8時30分～17時15分)

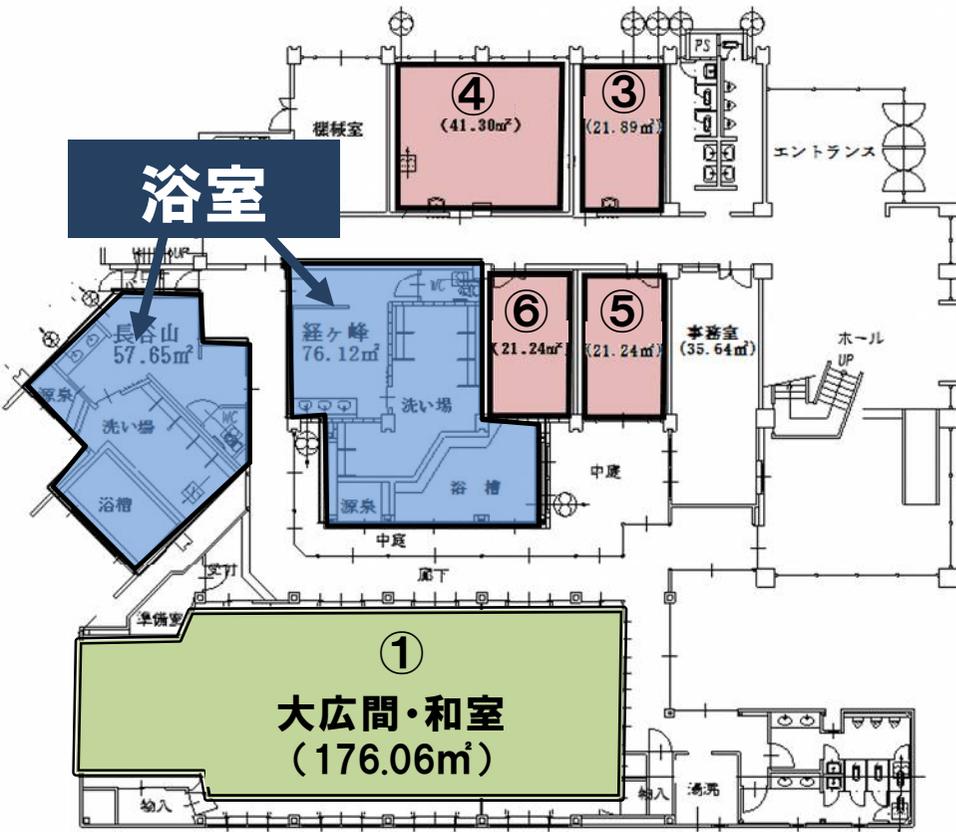
ファクス0 5 9 - 2 6 8 - 3 3 5 7

E-Mail : 268-5511@city.tsu.lg.jp

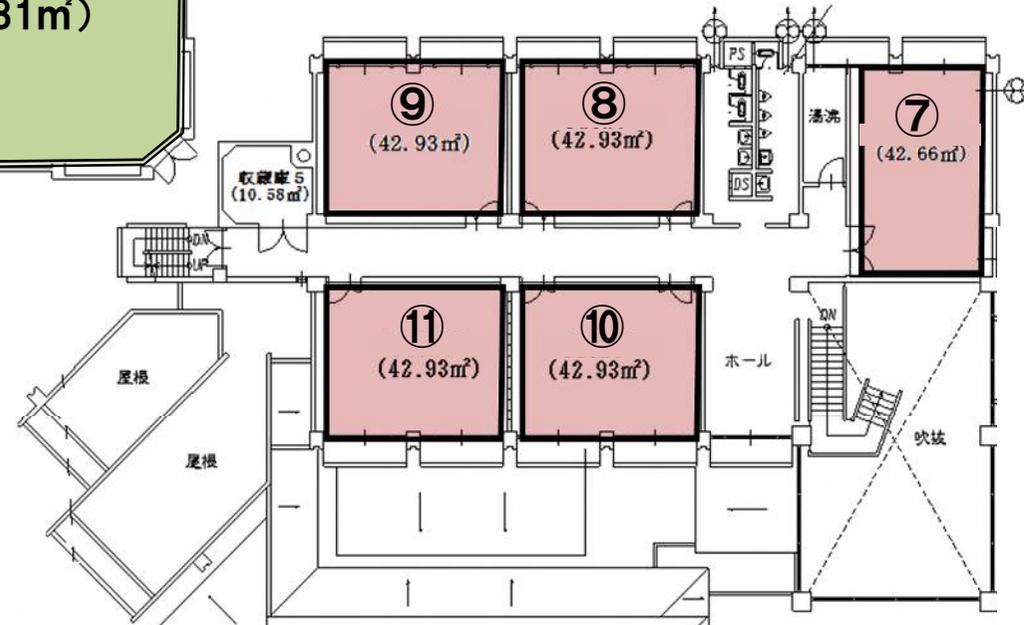
貸付対象の諸室

別紙1

1階平面図



2階平面図

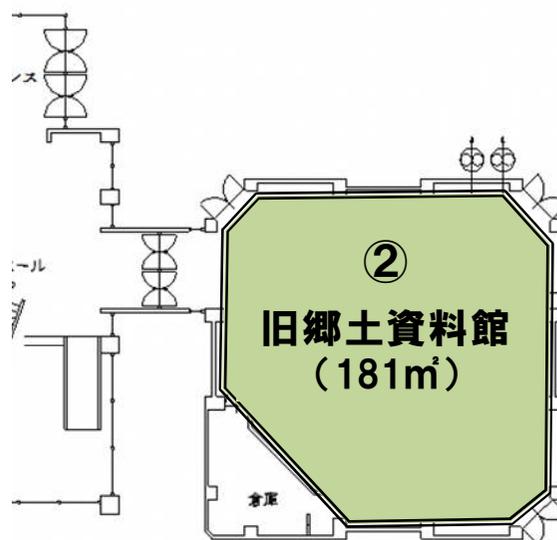
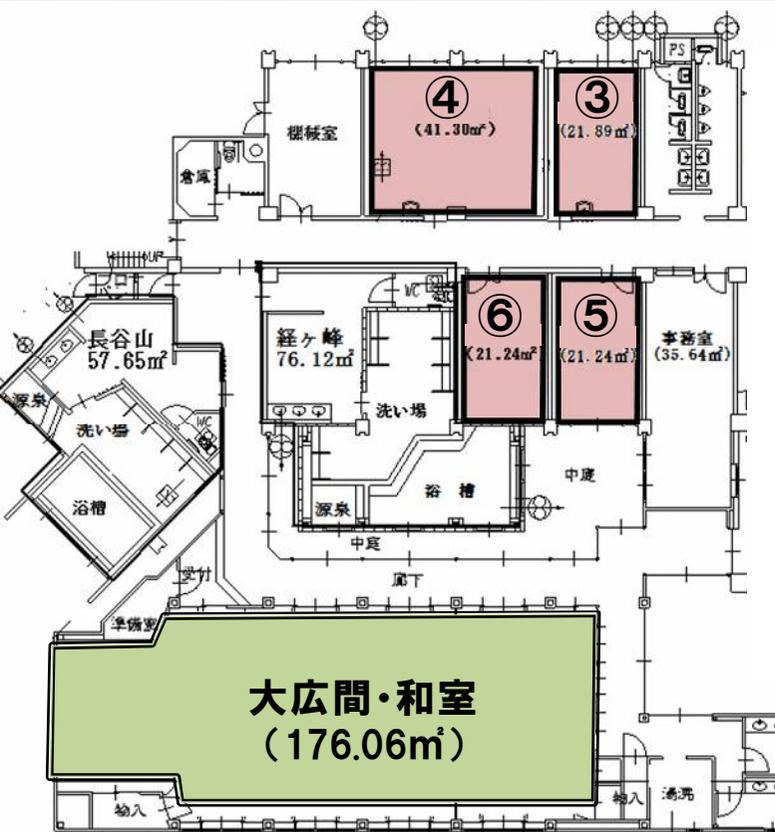


- : 貸付け対象の諸室【③～⑪】
- : イベント実施可能スペース【①・②】

※イベントは、イベント実施可能スペース又は事業者が借り受けた諸室で実施

1階 各諸室の概要

別紙1-①



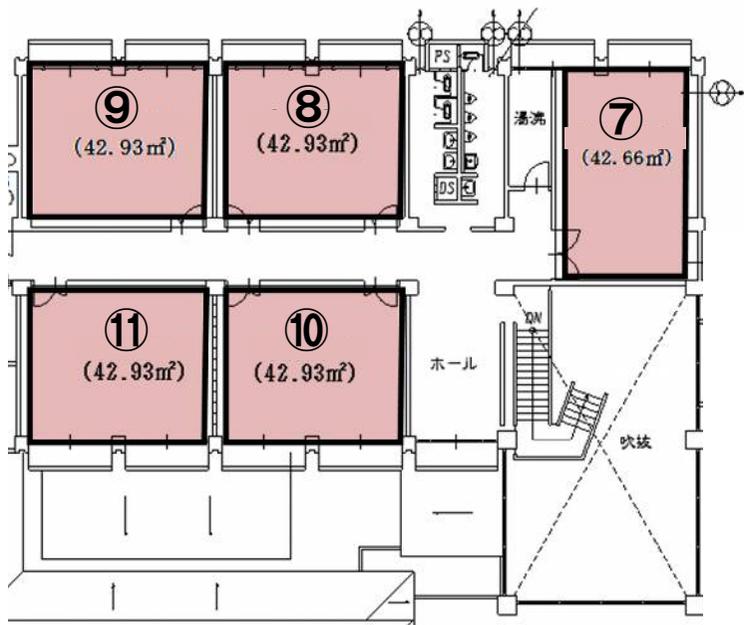
番号	大広間・和室	旧郷土資料館
床	畳	塩ビ系タイル貼り
壁	ビニールクロス貼り	モルタル金コテVP塗装
天井	杉板合板目透し貼り	石膏ボード
設備	<ul style="list-style-type: none"> ●エアコン有 ●舞台あり ●天井高 2.7m 	<ul style="list-style-type: none"> ●エアコン有 (修繕予定) ●天井高 5m

番号	面積
③	21.89m ²
④	41.30m ²
⑤	21.24m ²
⑥	21.24m ²

番号	③	④	⑤	⑥
床	土間コン (樹脂系塗床)	土間コン (樹脂系塗床)	タイルカーペット	タイルカーペット
壁	モルタル金コテVP塗装 一部100角タイル貼り	モルタル金コテVP塗装 一部100角タイル貼り	モルタル金コテVP塗装	モルタル金コテVP塗装
天井	石膏ボード	石膏ボード	石膏ボード	石膏ボード
設備	<ul style="list-style-type: none"> ●エアコン有 (修繕予定) ●ガス使用可 ●炊事場あり ●水道使用可 	<ul style="list-style-type: none"> ●エアコン有 (修繕予定) ●ガス使用可 ●炊事場あり ●水道使用可 	<ul style="list-style-type: none"> ●エアコン有 (修繕予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ●エアコン有 ●窓なし

2階 各諸室の概要

別紙1-②



番号	面積
⑦	42.66m ²
⑧	42.93m ²
⑨	42.93m ²
⑩	42.93m ²
⑪	42.93m ²

番号	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
床	塩ビ系タイル貼り	長尺塩ビシート貼り	カーペット	塩ビ系タイル貼り	塩ビ系タイル貼り
壁	モルタル金コテVP	ビニールクロス貼り	モルタル金コテVP	モルタル金コテVP	モルタル金コテVP
天井	石膏ボード	石膏ボード	石膏ボード	石膏ボード	石膏ボード
設備	●エアコン有	●エアコン有	●エアコン有 (修繕予定)	●エアコン有 (修繕予定) ●⑪の室との 間仕切り開閉可	●エアコン有 (修繕予定) ●⑪の室との 間仕切り開閉可

津市安濃交流会館利活用促進に係る賃貸借事業者の募集
各諸室別最低貸付料（年額）

階	貸付対象の 室番号	最低貸付料 (年額：円)
1 階		68,429
		129,105
		66,397
		66,397
2 階		133,357
		134,201
		134,201
		134,201
		134,201

諸室の室番号による配置場所は、別紙 1 を参照。

津市安濃交流会館利活用促進に係る貸借借事業者の募集 企画提案書作成要領

企画提案書については、実施要領第 3 の 1 (3) 評価項目に記載のある各項目を対象に評価を実施します。

なお、企画提案書の作成に当たっては、次の点に留意してください。

提案書は、A 4 版で左とじ片面印刷としてください。

ページ数の制限は設けませんが、提案書の構成は、次の【企画提案書の記載事項】の章立て及び順とし、分かりやすく具体的に記載してください。

企画提案書については、提案者名、社標など提案者が類推できる一切の表示を行わないでください。

交流会館が安濃地域における交流拠点として機能するとともに、あとう温泉利用者の増加や利用者の会館内滞留時間の増大につながる等、特に交流会館利用者の利便の向上及び津市の住民にとっても有益となる提案を求めます。

下記の記載事項に示されていない内容でも、津市安濃交流会館の利活用促進にとって有益になるとと思われるものについては、積極的に提案してください。

温浴施設利用者の利便性の向上や利用者拡大につながると認められる積極的な提案を高く評価するとともに、市としても提案内容の仕組みづくりに対して支援が必要と認める場合は、事業者との協議・調整を行い、事業者への協力を努めます。

(市への支援を求める場合は、提案の中へ明記してください。)

温浴施設利用者の利便性の向上や利用者拡大に向け、飲食物の提供や物品販売等も可能とし幅広い提案を求めますが、販売品目及び販売面積について、提案者と市が協議して決定することとします。

【企画提案書の記載事項】

1 本事業に対する取組について

(1) 安濃交流会館利活用の考え方

ア 本業務に対する基本的な考え方、取組方針

イ 収支改善の考え方

- 2 利用者の利便性の向上に向けた考え方
 - (1) 利便性の向上に向けた考え方
 - ア 基本的な考え方
 - イ 取組方針
 - (2) 温浴施設利用者の優遇策に係る考え方
- 3 温浴施設の利用者拡大に向けた考え方
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 具体的な方策及び取組方針
- 4 諸室の利活用に係る考え方及び取組について
 - (1) 地域交流拠点の在り方に係る考え方
 - ア 基本的な考え方
 - イ 具体的な方策及び取組方針
 - (2) 諸室の利活用に向けた取組内容
 - ア 諸室の具体的な活用方法
 - (3) 複数年となる貸付期間を通しての方針・年次計画
 - ア 取組方針
 - イ 年次計画（業務実施までのスケジュール含む）
- 5 交流会館内でのイベントの開催について
 - (1) 開催場所、テーマ・企画案、参加対象等
- 6 企画提案事業の開始時期

様式 1

津市安濃交流会館利活用促進に係る貸借事業者の募集
質 問 書

令和元年 月 日

(あて先) 津市長

「津市安濃交流会館利活用促進に係る貸借事業者の募集」について
以下のとおり質問いたします。

商号(名称)	
所 属	
担当者名	
メールアドレス	
電話・FAX	

質 問 項 目	質 問 内 容

注) 記入欄が不足する場合は複写して作成すること。

質問項目欄には、「要領 2(1)」等、質問の該当箇所を記入してください。

津市安濃交流会館利活用促進に係る貸貸借事業者の募集
参加申込書

令和元年 月 日

(あて先) 津市長

住所(所在地)

商号(名称)

代表者職氏名



令和元年 9 月 9 日付けで公告のありました下記の件について、参加を申し込みます。

記

- 1 件名 津市安濃交流会館利活用促進に係る貸貸借事業者の募集
- 2 添付書類
 - ・会社概要が分かる資料
 - ・実施要領第 2 2(3)アに記載の必要書類
 - ・誓約書(様式 3)
- 3 連絡先
 - 所 属
 - 担当者名
 - 電 話
 - F A X
 - E-mail

津市安濃交流会館利活用促進に係る貸貸借事業者の募集
誓 約 書

令和元年 月 日

(あて先) 津市長

(参加申込者) 住所 (所在地)

商号 (名称)

代表者職氏名

④

津市安濃交流会館利活用促進に係る貸貸借事業者の募集に関するプロポーザルに参加するにあたり、本プロポーザル実施要領に定められた事項を遵守するとともに、同要領第2の1参加資格要件に記載された(1)、(5)、(6)、(7)及び(8)の要件を満たすことを誓約します。

津市安濃交流会館利活用促進に係る貸借事業者の募集
参加辞退届

「津市安濃交流会館利活用促進に係る貸借事業者の募集」に、参加申込書を提出しましたが、参加を辞退します。

令和元年 月 日

(あて先) 津市長 前 葉 泰 幸

住所(所在地)

商号(名称)

代表者職氏名



電話

FAX

E-mail

担当者名

津市安濃交流会館利活用促進に係る貸借事業者の募集
企画提案書提出届

津市安濃交流会館利活用促進に係る貸借事業者の募集が開示した事業関係図書の内容を全て確認し、承諾した上で「津市安濃交流会館利活用促進に係る貸借事業者の募集」に、企画提案書を提出します。

令和元年 月 日

(あて先) 津市長 前 葉 泰 幸

住所(所在地)

商号(名称)

代表者職氏名



電 話

F A X

E-mail

担当者名

津市安濃交流会館利活用促進に係る貸貸借事業者の募集
貸付けを希望する諸室及び貸付料提案額等一覧表

商号（名称）_____

代表者職氏名 _____ 印

電 話 _____

階	室番号	面積 (㎡)	貸付けを 希望する諸室	事業 開始日	貸付料 提案額 (年額；円)	最低貸付料 (年額；円)
1 階		21.89				68,429
		41.30				129,105
		21.24				66,397
		21.24				66,397
2 階		42.66				133,357
		42.93				134,201
		42.93				134,201
		42.93				134,201
		42.93				134,201

【複数の諸室を提案した場合の考え方】

貸付けを希望する諸室に「 」印を付し、当該諸室での事業開始日を記入してください。また、事業開始日は、令和2年4月1日から令和2年10月1日までの期間内で記述してください。（事業開始日は、評価対象になります。）
希望した諸室における貸付料は、各諸室別に提案額（年額）を記入してください。
なお、必ず市の設定する最低貸付料（年額）以上の額で提案してください。
複数の諸室を希望した場合、例えば、「諸室 番と 番の両方の貸借が成立しない場合は辞退する」「諸室 番の貸借は必須で、当該諸室の貸借が成立しない場合は辞退する」など、企画提案事項を行う上で、特別な条件（希望）がある場合のみ、当該欄に明記してください。

市有財産賃貸借契約書(案)

賃貸人 津市(以下「甲」という。)と賃借人 (以下「乙」という。)とは、市有財産の賃貸借について、賃貸借契約を締結する。

(賃貸物件)

第1条 甲は、その所有に係る次に掲げる建物(以下「賃貸物件」という。)を乙に賃貸し、乙は、これを賃借するものとする。

物件の種類	所在	地番	地目	貸付面積	備考
土地	津市安濃町東観音寺	51番3、 52番3及び 52番4	宅地	m ² のうち m ²	津市安濃 交流会館

物件の種類	所在地	種類	貸付面積	備考
建物	津市安濃町東観音寺51番地3	集会所	m ² のうち m ²	別添「階 平面図」の とおり

(用途指定)

第2条 乙は、賃貸物件を令和元年9月9日付け津市公告第 号の津市安濃交流会館利活用促進に係る賃貸借事業者の募集において、甲に提案した企画提案事項及び契約手続きにおいて甲と協議した事項以外の用途に供してはならない。

なお、当該事項に加え、更に事業の拡大を図る等新たな用途に供する場合は、事前に書面で甲の承認を得ることとする。

(賃貸借期間)

第3条 賃貸物件の賃貸借期間は、賃貸借契約締結日から令和6年3月31日までとする。

(予約事項)

第4条 前条に規定する賃貸借期間満了後、乙がこの契約書の規定に違反することなく、信義に従って誠実にこの契約を履行し、かつ事業の継続により更なる施設の活性化や地域福祉の向上等が図れるなど、甲が賃貸借期間の更新が必要と認める場合は、甲の書面による意思表示をもって、この契約と同一条件、同一賃借料(改定があった場合は改定後の賃借料)にて賃貸借契約を賃貸借期間満了の翌日から起算し、5年を限度に更新できるものとする。

(賃貸料等)

第5条 賃貸物件の賃貸料は、年額金 円とする。また、共益費は、1部屋当たり3,000円とする。

2 前項の賃貸料及び共益費は、前払とし、乙は、毎年4月30日までにこれを甲に支払わなければならない。

ただし、事業開始年度において、4月1日以降に事業を開始する場合は、事業開始日以降30日以内に全額納付するものとする。

3 甲は、賃貸借期間の中途において、第15条及び第16条の規定によりこの契約が解除されたときは、未使用期間に対応する賃貸料及び共益費を乙の請求により還付するものとする。

(延滞金)

第6条 乙は、前条第1項の賃貸料及び共益費を同条第2項に規定する支払期限までに支払わないときは、当該支払期限の翌日から支払済みの日までの日数に応じ、年14.6パーセント(当該支払期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額を甲に支払わなければならない。

(賃貸料の改定)

第7条 甲が示す最低貸付料(年額)について、固定資産評価基準を基礎として算定する評価額を基礎としており、当該評価額が3年毎に改定されることに伴い、最低貸付料(年額)も変動する可能性がある。その際、貸付料が、変動後の最低貸付料(年額)を下回った場合には、変動後の最低貸付料(年額)を次年度以降の貸付料とする。

2 甲は、前項に規定された改定時期以外においても、賃貸物件の価格が著しく変動したとき、その他正当な事由があると認められるときは、賃貸料の増額を請求することができる。

(かし担保責任)

第8条 乙は、この契約の締結後、賃貸物件に数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、賃貸料及び共益費の減免又は損害賠償の請求をすることができない。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、賃貸物件の賃借権を第三者に譲渡し、又は賃貸物件を転貸してはならない。

(使用上の制限)

第10条 乙は、賃貸物件を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、賃貸物件の形状を変更しようとするときは、あらかじめ書面で甲の承認を得たうえで、乙の負担によって変更することができる。

(経費等の負担)

第11条 賃貸物件の維持、修繕、改良その他の行為に要する経費は、すべて乙の負担で行うこととする。

また、乙は、賃貸物件及び乙が設置する設備に必要な電気・水道等に係る経費についても、負担するものとする。

2 前項に規定する電気・水道等に係る経費は、乙の負担において乙が設置したメーター等に基づき乙が報告する指示値により、又はその他合理的な方法で甲が算定し、甲が乙に納入の通知をするものとする。

(滅失又はき損の通知)

第12条 乙は、賃貸物件の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(実地調査等)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、賃貸物件に関し実地に調査し、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(損害賠償等)

第14条 乙は、その責めに帰する事由により、賃貸物件の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、原状に回復し、又はその滅失若しくはき損による損害を賠償しなければならない。

2 乙は、賃貸物件を第2条に定める用途に供する上で、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰する場合は、この限りでない。

3 天災その他不可抗力によって生じた損害については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

4 前3項に規定する場合のほか、乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の解除権)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をせず、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙及び乙の役員等(乙が、法人の場合にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあってはその者及びその者の支配人をいう。以下同じ。)が甲の指示に違反したとき。

(3) 乙による賃貸物件の使用方法が、不相当と認められたとき。

(4) 乙が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)暴力団関係者(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))のほか、暴力団又は暴力団員に協力し、又は関与する等これらと関わりを持つ者その

他集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等関係行政機関から通報があった者又は警察等関係行政機関が確認した者をいう。以下同じ。)又は暴力団関係法人等(暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- (5) 乙又は乙の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 乙又は乙の役員等が、暴力団等に直接又は間接を問わず資金等の供給、資材等の購入又は便宜供与など積極的に暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 乙又は乙の役員等が、暴力団等と密接な関係を有していると認められるとき(友人又は知人等として暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にする等の交遊をしているときをいい、年1回会う等の事実があるときを含み、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。)
- (8) 乙又は乙の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき(暴力団事務所の新築等の工事を請け負う、暴力団等が開催するパーティーその他の会合に招待する、又は招待される、若しくは同席するような関係をいい、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。)
- (9) 乙又は乙の役員等が、暴力団等であると知りながら、これを不当に利用するなどしたと認められるとき。
- (10) 下請負人等との契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約に当たり、その相手方が第7号から第13号までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (11) 乙が、第7号から第13号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約の相手方としていた場合(第8号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対し又は乙を通じて当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (12) 乙が、甲の発注する契約等に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報又は発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為があったと認められるとき。

(乙の解除権)

第16条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって事業を履行することが不可能になったときは、相当の期間を定めて催促をした後、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により、この契約を解除した場合には、乙は、これによって生じた損害の

賠償を甲に請求することができる。

(賃貸物件の返還)

第17条 乙は、賃貸借期間が満了したとき、又は甲が第15条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までに乙の負担において賃貸物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りではない。

2 乙が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、甲がこれを行い、その費用を乙に請求することができるものとする。この場合、乙は何らの異議を申し立てることができないものとする。

(費用の負担)

第18条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(有益費等の放棄)

第19条 乙は、賃貸借期間が満了したとき、又はこの契約を解除したときにおいて、当該事由に関わらず、賃貸物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(保証人)

第20条 保証人は、この契約に基づく一切の債務を保証する。

2 乙は、乙の保証人が死亡し、所在不明であり、又は無資力である等の理由により保証人としての資格を失ったときは、速やかに他の保証人を定め、その旨を甲に届けなければならない。

(避難所としての使用に関する協力)

第21条 乙は、津市安濃交流会館が災害時等の指定避難所であることを承知するとともに、避難所として使用される際は、運営等への協力を努めるものとする。

(裁判管轄)

第22条 この契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所にて行うものとする。

(疑義等の決定)

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 津市西丸之内23番1号

津市

津市長 前 葉 泰 幸

乙

保証人

津市行政財産の使用許可及び貸付けに関する事務取扱要綱

平成 27 年 1 月 19 日訓第 5 号

改正 平成 28 年 3 月 23 日訓第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の所有に属する行政財産（不動産に限る。以下同じ。）の使用許可（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 238 条の 4 第 7 項の規定による使用の許可をいう。以下同じ。）及び貸付け（同条第 2 項の規定による貸付けをいう。以下同じ。）に係る事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可を行うことができる場合)

第 2 条 行政財産の使用許可は、次に掲げる場合に行うことができる。

- (1) 本市の職員の福利厚生のために供する場合
 - (2) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用、公共的な事業の用又は公益事業の用に供する場合
 - (3) 電気事業、ガス事業又は通信事業の用に供する場合
 - (4) 国又は地方公共団体が発注する工事の請負人において当該工事の用に供する場合
 - (5) 公の施設又は庁舎において住民の福祉を増進させる設備等の設置の用に供する場合
 - (6) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体を実施する学術調査、研究等の用に供する場合
 - (7) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設の用に供する場合
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、本市の事務事業を推進する上で必要な場合
- (使用許可の申請)

第 3 条 行政財産の使用許可は、相手方からの随時による当該申請に基づき、これを行うものとする。ただし、複数による当該使用許可の申請が見込まれる場合等は、公募による方法を用いて行うことができる。

(行政財産の使用料の算定等)

第 4 条 津市財産に関する条例（平成 18 年津市条例第 52 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 号及び第 2 号に規定する適正な評価額は、固定資産評

価基準（昭和38年自治省告示第158号）を基礎として算定する評価額とする。ただし、固定資産評価基準を基礎として算定することが困難な場合は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価の額又は近隣不動産の取引事例における売買価格を基礎として決定した価格とすることができる。

2 行政財産の使用許可の期間に1月未満の端数の期間がある場合は、当該期間については、日割計算によって算定するものとする。行政財産の使用許可の期間が1月未満の場合も同様とする。

3 行政財産の使用に係る使用料の額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

（電柱等の設置に係る使用料の算定）

第5条 条例第6条第3号の規定による市長が定める額のうち、次の各号に掲げる用に供する場合の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 行政財産を電気事業及び通信事業の用に供する場合における電柱、支線、支柱等（以下「電柱等」という。）の設置に係る額 1年につき当該電柱等1本当たり1,500円を乗じて算定した額

(2) 行政財産を郵便差出箱及び信書便差出箱（以下「郵便差出箱等」という。）の設置の用に供する場合の額 1年につき当該郵便差出箱等1個当たり690円を乗じて算定した額

2 前条第2項及び第3項の規定は、電柱等又は郵便差出箱等の設置に係る使用料について準用する。

（使用許可に関する手続）

第6条 行政財産の使用許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があった場合は、記載事項を審査の上、適当と認めるときは、行政財産使用許可書（第2号様式）により、速やかに当該提出をした者に通知するものとする。

3 行政財産の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた内容に変更がある場合には、行政財産使用変更許可申請書（第3号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による提出があった場合は、記載事項を審査の上、適当と認めるときは、行政財産使用変更許可書（第4号様式）により、速やかに当該申請した者に通知するものとする。

（行政財産の貸付けを行うことができる場合）

第7条 法第238条の4第2項第1号の規定による行政財産の貸付けは、次に掲げる場合に行うことができる。

- (1) 地域の活性化につながる事業を行い、住民の福祉の増進を図る目的で、本市の行政財産の敷地の一部を商業施設等の用に供する場合
- (2) 公有財産の最適利用を図る目的で、本市の行政財産の敷地の一部を国又は他の地方公共団体の事務所等の用に供する場合
- (3) その他本市の事務事業を推進する上で民間事業者との連携が必要となる場合

2 法第238条の4第2項第4号の規定による行政財産の余裕がある部分の貸付けは、次に掲げる場合に行うことができる。

- (1) 行政財産の利用者の利便の向上を目的として、民間事業者が設備等の設置の用に供する場合
- (2) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用、公共的な事業の用又は公益事業の用に供する場合
- (3) 電気事業、ガス事業又は通信事業の用に供する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市の事務事業を推進する上で必要な場合（行政財産の貸付けの方法等）

第8条 行政財産の貸付けは、次項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第9条第5号に規定する場合を除き、一般競争入札により行うものとする。

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約により行政財産の貸付けを行うことができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 条例第8条第1項第5号又は第7号に掲げる場合
- (2) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用、公共的な事業の用又は公益事業の用に供する場合
- (3) 電気事業、ガス事業又は通信事業の用に供する場合
- (4) 国又は地方公共団体が発注した工事の請負人において当該工事の用に供する場合
- (5) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が実施する学術調査、研究等の用に供する場合
- (6) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設等の用に供する場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本市の事務事業を推進する上で必要な場合

(行政財産の貸付料の算定)

第 9 条 条例第 7 条の 2 において準用する条例第 9 条に規定する相当の貸付料は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める方法で算定した額とする。

- (1) 貸付けの目的が営利の場合 1 年につき当該貸付けの目的となる土地又は建物の適正な評価額に 100 分の 6 を乗じて算定した額を下らない額で市長が定める額
- (2) 貸付けの目的が非営利の場合 1 年につき当該貸付けの目的となる土地又は建物の適正な評価額に 100 分の 4 を乗じて算定した額を下らない額で市長が定める額
- (3) 貸付けの目的が電気事業又は通信事業の用に供する場合において、電柱等を設置する場合 1 年につき当該電柱等 1 本当たり 1,500 円を乗じて算定した額
- (4) 貸付けの目的が郵便差出箱等の設置の用に供する場合 1 年につき当該郵便差出箱等 1 個当たり 690 円を乗じて算定した額
- (5) その他の場合 市長が適当と認める額

2 前項第 1 号及び第 2 号に規定する適正な評価額については、第 4 条第 1 項の規定を準用する。

3 行政財産の貸付期間（以下「貸付期間」という。）に 1 年未満の端数の期間がある場合は、当該期間については、日割計算によって貸付料を算定するものとする。貸付期間が 1 年未満の場合も同様とする。

4 3 年を超える貸付期間の場合の貸付料は、3 年ごとに見直すものとする。

5 貸付料の額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(経費の負担)

第 10 条 使用者は、行政財産の使用に伴い必要となる電気、水道、下水道、ガス等に係る経費について負担するものとする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、当該経費を減額し、又は免除することができる。

2 前項の経費の算定は、使用者により設置されるメーター等の指示値に基づき行うものとする。ただし、市長が必要と認める場合については、この限りでない。

3 前 2 項の規定は、法第 238 条の 4 第 2 項第 1 号及び第 4 号の規定による行政財産の貸付けを受けた場合について準用する。

(委任)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成 2 7 年 1 月 2 0 日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

行政財産使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒)

住 所

申請者 氏 名

⑩

法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名

電 話

次のとおり、行政財産の使用許可を受けたいので申請します。

記

所 在			
	土地		建物
名 称		名 称	
地 番		種 類	
地 目		構 造	
地 積		床面積	
申請面積		申請面積	
使用目的			
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 までの間		
使用料			
備 考			

第2号様式（第6条関係）

行政財産使用許可書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長（氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった本市の行政財産の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、下記の条項により許可します。

記

（使用財産）

第1条 使用を許可する行政財産（以下「使用財産」といいます。）は、次のとおりとします。

所 在			
土 地		建 物	
名 称		名 称	
地 番		種 類	
地 目		構 造	
地 積		床 面 積	
許可部分		許可部分	
許可面積		許可面積	
許可位置		許可位置	

(用途)

第2条 使用者は、使用財産を _____ の用に供しなければなりません。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日までとします。

(使用料)

第4条 使用料は、年額(月額・総額)金 _____ 円とし、市長が発行する納入通知書により指定期日までに納入しなければなりません。

(経費等の負担)

第5条 使用者は、使用財産の維持及び保存のため、通常必要とする経費を負担しなければなりません。また、使用財産に附帯する諸設備に必要な電気等の経費についても同様とします。

(使用上の制限)

第6条 使用者は、使用財産を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければなりません。

2 使用者は、使用財産の形状を変更してはなりません。ただし、使用財産の修繕等、その形状を変更しようとする場合において、事前に書面をもって市長の許可を受けたときは、その限りではありません。

(変更の届出)

第7条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければなりません。

- (1) 使用者の住所又は氏名に変更があった場合。
- (2) 使用者が法人であるときは、当該法人に関し解散、合併その他の変動があった場合。

(譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、この使用許可に基づく権利を第三者に譲渡し、又は使用財産を第三者に転貸することはできません。

(使用許可の取消し又は変更)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可の全部又は一部を取り消し、又は変更することができます。この場合において、使用者に損失が生じても本市はその補償をしません。

- (1) 本市において、公用、公共用その他の用に供するため使用財産を必要と

する場合。

(2) 使用者が許可条件に違反した場合。

(原状回復)

第10条 使用者は、使用許可期間が満了した場合、又は前条の規定により使用許可を取り消された場合は、自己の負担により市長が指定する日時までに使用財産を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではありません。

(損害賠償)

第11条 使用者は、その責めに帰する理由により、使用財産の全部又は一部を滅失し、又はき損した場合は、その損害を賠償しなければなりません。

2 前項に定める場合のほか、使用者がこの使用許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

(有益費等の請求権の放棄)

第12条 使用者は、使用財産に投じた改良のための有益費、必要経費その他の費用を請求することはできません。

(実地調査等)

第13条 市長は、使用財産について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、維持使用等に関し指示できるものとします。

教示 この使用許可書に不服がある場合は、この使用許可書を受け取った日の翌日から起算して 以内に、津市長に対して をすることができます。

また、この使用許可書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第6条関係）

行政財産使用変更許可書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名）様

津市長（氏 名）

年 月 日付けの行政財産使用変更許可申請について、下記のとおり許可します。

記

1 変更内容
2 条 件

教示 この変更許可書に不服がある場合は、この変更許可書を受け取った日の翌日から起算して 以内に、津市長に対して をすることができます。

また、この変更許可書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

津市公告第 6 8 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

令和元年 9 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年9月11日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

津市上下水道事業管理規程第1号

津市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「次条第1項第3号アからオまで」を「次条第3号アからカまで」に改める。

第5条第3号アを次のように改める。

ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として施行規則で定めるもの

第5条第3号オ中「エ」を「オ」に改め、同号オを同号カとし、同号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

- 1 この規程は、令和元年9月14日から施行する。
- 2 改正後の津市水道局指定給水装置工事事業者規程の規定は、この規程の施行の日以後の申請及び届出について適用し、同日前の申請及び届出については、なお従前の例による。

津市上下水道事業告示第3号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

令和元年9月12日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	廃止年月日
株式会社プラスワン	津市渋見町410番地9	令和元年6月25日

津市上下水道事業公告第6号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和元年9月2日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和元年9月2日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	令和元年度 工務第43号 道路整備事業に伴う久居持川町地内配水管移設工事（仮設及び本設）			
工事場所	津市 久居持川町 地内			
工事概要	配水管布設工 DIPφ100mm 12.0m 配水管布設工 PPφ50mm 3.5m 仕切弁設置工 φ50mm 1箇所 空気弁設置工 φ25mm 1箇所 不断水仕切弁設置工 φ100mm 1箇所			
工 期	契約締結の日から 令和元年12月13日 まで			
発注業種	土木一式（配水管工事）			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】久居・一志	【地区】久居	【格付】B・A1・A2
		【ブロック】久居・一志	【地区】一志・白山・美杉	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市水道局指定給水装置工事業業者である者 元請けとして、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月24日 まで		
	閲覧場所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月24日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月11日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月18日 ホームページにて回答		
	提出先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) FAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月24日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開札日時及び場所	令和元年9月26日 午前9時00分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予定価格	6,040,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会I、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径450mm以下)又は铸铁管製造メーカーの配管技能講習会(口径450mm以下)をいう。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和元年9月2日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	令和元年度 工務第47号 公共下水道事業に伴う河芸町一色地内配水管移設工事			
工事場所	津市 河芸町一色 地内			
工事概要	配水管布設工 PPφ50mm 139.0m 仕切弁設置工 φ50mm 3箇所			
工 期	契約締結の日から 令和元年12月13日 まで			
発注業種	土木一式（配水管工事）			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域・格付要件	【ブロック】安芸	【地区】河芸	【格付】B・A1・A2
		【ブロック】安芸	【地区】芸濃・美里・安濃	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市水道局指定給水装置工事業業者である者 元請けとして、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月24日 まで		
	閲覧場所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月24日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月11日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和元年9月18日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) FAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月24日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開札日時及び場所	令和元年9月26日 午前9時30分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予定価格	6,680,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会I、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径450mm以下)又は铸铁管製造メーカーの配管技能講習会(口径450mm以下)をいう。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

公告日	令和元年9月2日	工事担当課	工務課	
工事名	令和元年度 工務第42号 公共下水道事業に伴う河芸町千里ヶ丘ほか2町地内配水管移設工事			
工事場所	津市 河芸町千里ヶ丘ほか2町 地内			
工事概要	配水管布設工 DIPφ100mm 61.0m 配水管布設工 DIPφ75mm 121.0m 仕切弁設置工 φ100mm～φ75mm 7箇所 消火栓設置工 単口地下式 2箇所 不断水仕切弁設置工 φ100mm 1箇所			
工期	契約締結の日から 令和2年1月10日 まで			
発注業種	土木一式（配水管工事）			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】安芸	【地区】河芸	【格付】B・A1・A2
		【ブロック】安芸	【地区】芸濃・美里・安濃	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市水道局指定給水装置工事業業者である者 元請けとして、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月24日 まで		
	閲覧場所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月24日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月11日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年9月18日 ホームページにて回答		
	提出先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) FAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月24日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開札日時及び場所	令和元年9月26日 午前10時00分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予定価格	15,390,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径450mm以下)又は铸铁管製造メーカーの配管技能講習会(口径450mm以下)をいう。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和元年9月2日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	令和元年度 工務第46号 相生町ほか2町地内配水管布設工事			
工事場所	津市 相生町ほか2町 地内			
工事概要	配水管布設工 DIPφ100mm 261.2m 配水管布設工 DIPφ75mm 21.2m 配水管布設工 PPφ50mm 7.9m 仕切弁設置工 φ100mm～φ50mm 15箇所 消火栓設置工 単口地下式 2箇所			
工 期	契約締結の日から 令和2年1月31日 まで			
発注業種	土木一式（配水管工事）			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月24日 まで		
	閲覧場所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月24日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月11日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和元年9月18日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) FAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月24日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開札日時及び場所	令和元年9月26日 午前10時30分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予定価格	19,890,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径450mm以下)又は铸铁管製造メーカーの配管技能講習会(口径450mm以下)をいう。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和元年9月2日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	令和元年度 工務第39号 長岡町地内配水管布設工事			
工事場所	津市 長岡町 地内			
工事概要	配水管布設工 DIPφ100mm 238.7m 配水管布設工 DIPφ75mm 112.9m 仕切弁設置工 φ100mm～φ50mm 8箇所 消火栓設置工 単口地下式 1箇所 舗装本復旧工 1,780m ²			
工 期	契約締結の日から 令和2年2月28日 まで			
発注業種	土木一式（配水管工事）			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月24日 まで		
	閲覧場所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月24日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年9月11日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和元年9月18日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) FAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年9月24日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開札日時及び場所	令和元年9月26日 午前11時00分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予定価格	30,610,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径450mm以下)又は铸铁管製造メーカーの配管技能講習会(口径450mm以下)をいう。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和元年9月2日	工事担当課	浄水課	
工 事 名	令和元年度 浄水第42号 片田取水口取水量制御装置機械部品取替工事			
工事場所	津市 美里町足坂 地内			
工事概要	取水量制御装置滑車取替 1台 取水量制御装置ライナー固定 一式 制水扉とガイドレールの隙間調整 一式			
工 期	契約締結の日から 令和2年2月3日 まで			
発注業種	機械器具設置			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（愛知県、岐阜県、三重県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地 域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間（平成21年度以降）に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 機械器具設置工事 で発注された制御弁類の製作、据付工事又は修繕		
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（本市発注工事における専任配置）	
現場代理人		常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること （審査基準日：平成29年10月1日～平成30年9月30日）			
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年9月24日 まで		
	閲覧場所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和元年9月24日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設計図書 等 に関する 質 問	提出期限	令和元年9月11日 午後5時 まで （指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和元年9月18日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階）FAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	令和元年9月24日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開札日時 及び場所	令和元年9月26日 午前11時30分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予定価格	3,576,000 円（税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書（2）においては、次のとおり読み替えるものとする。</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。</p>			

津市教育委員会告示第3号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和元年9月13日

津市教育委員会教育長 倉田幸則

- 1 招集の日時
令和元年9月20日(金) 午後5時から
- 2 招集の場所
津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室
- 3 会議の事件
令和元年度津市教育功労者表彰について

津市選挙管理委員会告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

令和元年津市選挙管理委員会告示第20号は廃止する。

令和元年9月2日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

- | | | |
|---|---------|---------|
| 1 | 50分の1の数 | 4,578人 |
| 2 | 6分の1の数 | 38,150人 |
| 3 | 3分の1の数 | 76,300人 |